外部評価対象事業の選定方法及び今後のスケジュールについて

1. 外部評価対象事業

「第2次十和田市総合計画 第1期実施計画事業」のうち、内部評価実施済みの 154 事業を対象とする(資料2参照)。

だだし、次の事業は対象外とする。(資料2で灰色としている36事業)

- ① 教育委員会が実施する事業(26 事業)
 - ※教育委員会の事業は、教育委員会において地方教育行政の組織及び運営に関する法 律に基づき評価を行っているため
- ② 令和2年度から実施している事業(8事業)
- ③ 統合された事業(2事業)

2. 評価対象事業の選定方法

- ◆ 幅広い分野の事業を評価していただくため、総合計画実施計画の基本目標ごとに1事業 を選定。(7事業)
 - ※基本目標4は全て教育委員会の事業のため、選定対象外事業
- ◆ 法定評価事業である、<u>事業№.28 冬季観光の充実・強化</u>(平成 29 年度地域再生計画認 定事業)は外部評価の対象とする。
- →外部評価対象事業は、<u>委員選定事業7事業と法定評価事業1事業</u>をあわせた全 8事業とする。

3. 今後のスケジュールについて

内容	日程
第2回外部評価委員会(対象事業説明)	8月下旬
第3回外部評価委員会(効果検証·評価確定)	9月下旬
結果の公表(庁内、ホームページ等)	10 月中